官

第六条第三項の規定に基づき、植物防疫法施行規植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)の農林水産省令第百十九号

平成十三年九月三日 ア成十三年九月三日

則

この省令は、平成十三年九月十日から施行する。